

四日市市告示第97号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により電子印を使用するので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年3月15日

四日市市長 森 智広

1 名称

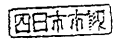
四日市市印

2 寸法

縦4ミリメートル

横14ミリメートル

3 印影



4 使用区分

- (1) 通知カード
- (2) 個人番号カード
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) 在留カード
- (5) 特別永住者証明書

（市民文化部市民課）